

老人福祉法に基づく届出

1 手続きの概要

介護保険法の規定に基づき、次のサービスを提供する地域密着型事業者は、介護保険法の規定に基づく届出のほか、老人福祉法の規定に基づく届出も必要です。

介護保険法上の名称	老人福祉法上の名称及び届出書類
<input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 複合型サービス	<p>■老人居宅介護等事業 ■認知症対応型老人共同生活援護事業 ■小規模多機能型居宅介護 ■複合型サービス福祉事業</p> <p>《事業開始時》 ・『老人居宅生活支援事業開始届』 ・ 条例、定款その他基本約款 ・ 収支予算書及び事業計画書</p> <p>《変更時》 ・『老人居宅生活支援事業変更届』</p> <p>《休廃止時》 ・『老人居宅生活支援事業廃止(休止)届』</p>
<input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	<p>■老人デイサービス事業</p> <p>《事業開始時》 ・『老人デイサービスセンター設置届』 ・ 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類 ・ 定款その他基本約款</p> <p>《変更時》 ・『老人デイサービスセンター変更届』</p> <p>《休廃止時》 ・『老人デイサービスセンター廃止(休止)届』</p>

2 届出部数 1部

3 届出時期

内 容	時 期
事業開始時の届出	事業の開始日前までに届け出ます。
変更時の届出	変更の日から1月以内に届け出ます。
休廃止時の届出	休廃止する日の1月前までに届け出ます。

4 提出先

〒259-0392 湯河原町役場 介護課

TEL 0465-63-2111 (内線 342)

FAX 0465-63-2384